

安八町告示第158号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年11月14日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年12月5日

安八町監査委員  
安八町監査委員

清 伸二  
碓井 昭夫

記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和元年11月14日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年11月15日に支出した、  
■ 500m1代(3,072円)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書

■ 500m1代(3,072円)

2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙(納品書)

3. 令和元年5月10日付 安総第1013号 情報公開請求却下通知書

4. 令和元年5月10日付 安総第1014号 情報公開請求却下通知書

5. 令和元年5月10日付 安総第1015号 情報公開請求却下通知書
6. 令和元年5月10日付 安総第1016号 情報公開請求却下通知書
7. 令和元年5月10日付 安総第1017号 情報公開請求却下通知書
8. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
9. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
10. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料  
(タクシ一代) の戻入れについて (戻入れ金額 175,250円) ( )

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年11月15日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年11月15日に支出した、[ ] 500m1代(3,072円)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年11月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年11月25日に欠席の連絡があつたため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかつた。

## 2 監査の実施

### (1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年11月27日に監査を実施した。

### (2) 監査対象課

監査対象の部署を総合体育館とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

## 第5 事実関係の確認

### 1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年10月20日（土）午前9時50分から12時00分まで、「平成30年度西濃地区スポーツ推進委員後期研修会（以下「研修会」という。）」が、総合体育館で開催された。
- (2) (1)の参加者は、スポーツ基本法第32条を根拠とする西濃地区の各町スポーツ推進委員ら（以下「スポーツ推進委員ら」という。）であった。  
なお、研修会の主催は岐阜県スポーツ推進委員連絡協議会、主管は西濃地区スポーツ推進委員連絡協議会であった。
- (3) 研修会の目的は、「子どもたちの外遊びが激減し、オールラウンドな体力や運動能力を身につける機会がめっきり少なくなっているなか、バルシューレをとおしてボールゲームに共通する最大公約数的な基本要素をプレイしながら、その運動プログラムを学び、それを地域へ普及させ、子どもたちの健全育成に寄与すること」であった。
- (4) 研修会は、(3)のとおりバルシューレの運動プログラムの習得であったことから、開催地である安八町教育委員会のスポーツ推進委員担当者は、運動時における水分補給のため、本件請求書にいう [REDACTED] 500m1 を(2)で示したスポーツ推進委員らに配布した。

## 第6 判断に当たっての関係法令等について

### 1 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものとする旨

が規定されている。

## 2 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

## 3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。  
〔二〕

## 第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「平成31年3月6日付にて、██████████ 500m1代(3,072円)の食糧費支出に関し、「この食糧費を支出した行事の出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面」、「この食糧費を支出した行事の目的が達成されたことを証するもの」、「この食糧費を支出した行事の結果がどのように町政に反映されたか分かるもの」、「この飲み物を渡した相手の氏名」、「この飲み物を飲んだ者の氏名」について情報公開請求をしたところ、安八町情報公開条例第10条第1項第1号を理由として却下処分が決定された」としたうえで、本件支出が無くとも行事の目的が達成できるものであるならば本件支出は違法若しくは不~~當~~な公金の支出であるというべきものである。また、3,072円の飲み物でなければ目的が達成できなかつたのか、つまり、3,072円よりも安い飲み物でも目的が達成することができるのであれば違法若しくは不~~當~~な公金の支出であるというべきである（地方財政法第4条第1項 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。）。また、本件行事が飲み物が無くても、若しくは3,072円よりも安い飲み物でも目的が達成されるものであった場合、また、本件支出が無かつたら目的が達成できなかつたと証することができなければ、違法若しくは不~~當~~な公金の支出であり安八町が損害を被つたといわざるをえない。」と主張している。

普通地方公共団体における公金の支出が必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かについての基準についてだが、平成9年（行ウ）第6号各種損害賠償請求事件 平成11年7月7日松山地方裁判所判決によれば、「普通地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものである（第6 判断に当たつての関係法令等について／1）から、具体的な公金の支出が普通地方公共団体の事務処理のためと解することができない場合には、当該支出が違法というべきである。

また、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならず（第6 判断に当たつての関係法令等について

／2)、経費は当該普通地方公共団体の住民の租税公課によって賄われるものであるから、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとされており(第6 判断に当たっての関係法令等について／3)、事務処理のために必要とされるものであっても、その限度を超える支出については違法と評価され得るものというべきである。

もっとも、普通地方公共団体における公金の支出が事務処理のため必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かは、予算執行時における社会経済状態、すなわち、地域住民の生活水準や一般的経済観念等に照らし社会通念に基づいて決定されるべきものであって、その判断は第一次的には予算執行権限を有する職員の裁量に委ねられているというべきであり、具体的な当該支出が当該事務の目的、効果と関連せず、又は、社会通念に照らして右目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する職員に与えられた裁量を逸脱ないし濫用してなされたものと認められる場合には違法と評価されるべきであると解される。」とされている。

本件監査では、この判断基準に従って、本件請求にいう [REDACTED] (500m1) 24本に係る公金の支出(以下「本件支出」という。)の違法性若しくは不当性について検討することとした。

総合体育館で開催された研修会の参加者、目的、内容については、第5 事実関係の確認／(1)から(3)までのとおりであり、[REDACTED] (500m1) 24本を購入し参加者に配布した理由については、第5 事実関係の確認／(4)のとおりである。

これらのことから、研修会の開催地である安八町教育委員会のスポーツ推進委員担当者が参加者に [REDACTED] を配布することは、研修会の内容がバルシューレ、いわゆる運動であったことからすると、運動時の水分補給は必要不可欠であって、特に脱水症の予防対策に用いる社会通念上の範囲内での行政事務執行上の直接的必要性から費消されるものであるから、必ずしも不当とまでは言えない。

そして、本件請求にいう本件支出が、研修会を開催する時に限り、金額も社会通念上許される範囲内にとどまっていることなどに照らすと、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとまでは認めがたく、支出権限を有する安八町長の裁量の範囲内であるというべきであって、本件支出を違法であると認めるには足りないことから、町に損害を与えるものでないと判断した。

併せて、請求人は、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために作成していなければこの支出は認められないものである。また、「この飲み物を渡した相手の氏名」、「この飲み物を飲んだ者の氏名」についても何の記録もなく、公金の支出により購入された飲み物の配布に関して疑義が持たれるものである。余った飲み物についてもどのように扱ったのか不明であり必要以上に余分に配られてしまったのか疑義が持たれるものである。公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計

予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシ一代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張しているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

#### 第8 監査委員の意見

なし。